

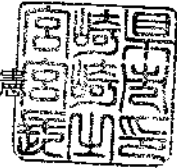


産業廃棄物処分業許可証

住 所 宮崎市大字新名爪字谷廻4090番地21
氏 名 株式会社塩川産業
代表取締役 塩川 聖一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

宮崎市長 清 山 知 憲



許可の年月日
許可の有効年月日

令和4年7月25日
令和9年4月26日

1 事業の範囲

事業の区分 中間処理業（破碎、圧縮、圧縮・切断、切断、破碎・圧縮）

産業廃棄物の種類

(1) 破碎に係るもの

廃プラスチック類(自動車等破碎物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず(自動車等破碎物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(自動車等破碎物を除く。)、がれき類 以上8種類で石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。

(2) 圧縮に係るもの

廃プラスチック類(自動車等破碎物を除く。)、ゴムくず、木くず、紙くず、繊維くず、金属くず(自動車等破碎物を除く。) 以上6種類で石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。

(3) 圧縮・切断に係るもの

廃プラスチック類(自動車等破碎物を除く。)、金属くず(自動車等破碎物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(自動車等破碎物を除く。)、木くず 以上4種類で石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。

(4) 切断に係るもの

廃プラスチック類(自動車等破碎物を除く。)、紙くず、金属くず(自動車等破碎物を除く。) 以上3種類で石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。

(5) 破碎・圧縮に係るもの

廃プラスチック類(自動車等破碎物を除く。)、木くず、紙くず、繊維くず、ゴムくず、動植物性残さ(固形物に限る。) 以上6種類で石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。

2 事業の用に供するすべての施設

第2面のとおり

3 許可の条件

第2面のとおり

4 許可の更新又は変更の状況

第3面のとおり

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有・**無**

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 破碎

種 類	①廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	②廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
設 置 場 所	宮崎市大字新名爪字谷廻 4090 番 21、4090 番 31 (第一工場)	
設 置 年 月 日	令和 4 年 12 月 5 日	
処 理 能 力	4.8 t / 日 (8 時間)	
許 可 年 月 日	-	
許 可 番 号	-	
構造及び設備の概要	ラサ工業(株)製 一軸式剪断破碎機 TCE-1610	ラサ工業(株)製 ハンマシュレッタ破碎機 HSW-600 (①の後処理施設)

(2) 圧縮

種 類	①廃プラスチック類、紙くず、金属くず	②廃プラスチック類、ゴムくず、木くず、紙くず、繊維くず、金属くず	③廃プラスチック類、ゴムくず、木くず、紙くず、繊維くず、金属くず	④廃プラスチック類、ゴムくず、木くず、紙くず、繊維くず、金属くず
設 置 場 所	宮崎市大字新名爪字谷廻 4090 番 21 (第一工場)	宮崎市大字新名爪字谷廻 4143 番 6 (第三工場)	宮崎市大字新名爪字谷廻 4143 番 6(第三工場)及び宮崎市内の各排出事業場敷地	宮崎市大字新名爪字谷廻 4143 番 6(第三工場)及び宮崎市内の各排出事業場敷地
設 置 年 月 日		平成 18 年 1 月 6 日	平成 18 年 1 月 6 日	平成 18 年 1 月 6 日
処 理 能 力	4 t / 日 (8 時間)	2.4 t / 日 (8 時間)	5 t / 日 (8 時間)	10 t / 日 (8 時間)
許 可 年 月 日	-	-	-	-
許 可 番 号	-	-	-	-
構造及び設備の概要	宮崎工機製 高圧プレス機	モリダス製 ブリックマン 300 型	バルテック製 マルチコンパクター-KPC3 型	バルテック製 マルチコンパクター-KPC6L 型

(3) 圧縮・切断

種 類	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、木くず
設 置 場 所	宮崎市大字新名爪字谷廻 4143 番 6 (第三工場)
設 置 年 月 日	平成 18 年 1 月 6 日
処 理 能 力	17 t / 日 (8 時間)
許 可 年 月 日	-
許 可 番 号	-
構造及び設備の概要	㈱いすゞ製 ダブリングシャー DLS-40 型

(4) 切断

種 類	廃プラスチック類、紙くず、金属くず
設 置 場 所	宮崎市大字新名爪字谷廻 4090 番 31 (第一工場)
設 置 年 月 日	平成 18 年 1 月 6 日
処 理 能 力	295kg / 日 (8 時間)
許 可 年 月 日	-
許 可 番 号	-
構造及び設備の概要	(株)旭測電気製 自動車用オイルフィルター切断機 OFCS-01 型

(5) 破碎・圧縮

種 類	廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、ゴムくず、動植物性残さ (固形物に限る。)
設 置 場 所	宮崎市大字新名爪字谷廻 4090 番 37 (第二工場)
設 置 年 月 日	平成 16 年 6 月 25 日
処 理 能 力	12 t / 日 (8 時間)
許 可 年 月 日	平成 16 年 6 月 21 日
許 可 番 号	0401
構造及び設備の概要	①ラサ工業(株)製 プッシャ付一軸式剪断破碎機 LSC-15 ②旭機械(株)製 成形機 P-3000

3 許可の条件

中間処理場以外の場所において、移動式の圧縮施設 (廃プラスチック類、ゴムくず、木くず、紙くず、繊維くず、金属くず) を使用する場合は、排出事業場内で発生したものに限り、当該敷地内で処理すること。

4 許可の更新又は変更の状況

平成12年	4月27日	新規許可
平成16年	7月12日	変更許可：中間処理業（破碎・圧縮）の追加
平成17年	4月27日	更新許可
平成18年	1月6日	変更許可：中間処理業（圧縮・切断、切断）の追加、圧縮に係る品目の追加
平成18年	12月11日	変更届：住所（宮崎市波島一丁目25番15号から宮崎市大字新名爪字谷廻4090番地21へ）
平成21年	11月5日	変更届：処理前保管場所
平成22年	4月20日	変更届：施設の設置場所及び処理前保管場所
平成22年	7月2日	更新許可
平成27年	5月11日	更新許可（優良基準適合認定）
令和元年	7月12日	変更届：商号（有限会社塩川産業から株式会社塩川産業へ） 圧縮施設③の設置場所及び処理前保管場所
令和4年	7月25日	更新許可
令和4年	12月19日	変更届：破碎施設（HSW-600）の追加

(別記)

1. 保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地	宮崎市大字新名爪字谷廻4090番21、4090番31、4131番（第一工場）					
事業の範囲	破碎					圧縮
保管する産業廃棄物の種類	①②③④ゴムくず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず	⑤がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	⑥⑦⑧⑨ゴムくず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず	⑩⑪⑫廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	⑬⑭廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず	⑮廃プラスチック類、金属くず、紙くず（ただしオイルエレメントに限る。）
面積	①18㎡②32.2㎡ ③9.5㎡④45.6㎡	⑤8.0㎡	⑥⑦各7.6㎡ ⑧4.19㎡ ⑨6.84㎡	⑩6.84㎡ ⑪4.19㎡⑫2.34㎡	⑬2.97㎡ ⑭14.31㎡	⑮14.16㎡
保管上限	①6.33m³②14.46m³ ③2.32m³④25.2m³	⑤3.2m³	⑥⑦各13.68m³ ⑧3.77m³ ⑨8.0m³	⑩8.0m³ ⑪3.77m³⑫2.12m³	⑬2.07m³ ⑭10.37m³	⑮5.67m³
高さ	屋内保管	屋内保管	容器保管	容器保管	容器保管	容器保管

所在地	宮崎市大字新名爪字谷廻4090番37、4155番21、4155番29（第二工場）	
事業の範囲	破碎・圧縮	
保管する産業廃棄物の種類	①～⑪廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、ゴムくず、動植物性残さ（固形物に限る。）	
面積	①127.9㎡、②③④⑤⑥各7.6㎡、⑦⑧⑨⑩⑪各6.84㎡	
保管上限	①212.67m³、②③④⑤⑥各13.68m³、⑦⑧⑨⑩⑪各8.0m³	
高さ	①屋内保管、②～⑪容器保管	

所在地	宮崎市大字新名爪字谷廻4143番6（第三工場）		
事業の範囲	圧縮	圧縮・切断	
保管する産業廃棄物の種類	⑥廃プラスチック類、紙くず、ゴムくず、繊維くず、金属くず、木くず	③④⑤⑦廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、木くず	⑧ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（ただし廃石膏ボードに限る。）
面積	⑥7.26㎡	③④各7.6㎡、⑤12.1㎡、⑦19.55㎡	⑧14.52㎡
保管上限	⑥6.24m³	③④各13.68m³、⑤10.4m³、⑦39.1m³	⑧24.96m³
高さ	容器保管	容器保管	容器保管